

医政産情企発 0514 第 3 号
令和 8 年 5 月 14 日

各 都道府県 衛生主管部（局）長

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
（ 公 印 省 略 ）

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄放出について

平素より、厚生労働行政に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、国においては、製造販売業者や卸、医療機関に対する情報提供窓口の設置や個別のヒアリング等を通じて、医療物資等の供給状況に係る情報収集を行っているところです。

このうち、医療用手袋については、全体として、直ちに供給が不足する状況ではない一方で、流通の混乱を避けるため、通常の発注量を超えるような発注については調整を行っている例や、一般のネット通販では取引を停止している例があり、結果として歯科診療所など、一部の医療機関において手袋の確保が困難になっている状況が生じているところです。

国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、パンデミックの発生に備え、非滅菌手袋等の個人防護具を備蓄しているところ、今般の状況を踏まえ、確保が困難となっている医療機関向けに、まずは、医療用手袋 5000 万枚を放出することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出することといたしました。

放出にあたっては、医療機関において G-MIS を活用し、「緊急配布要請 (SOS)」を行っていただき、都道府県及び国においてその要請を受け付けたうえで、販売事業者を通じて医療機関に手袋を販売する流れを想定しています。

つきましては、各都道府県におかれましては、下記 2 の内容及び医療機関用別添 1～4 について医療機関に周知いただきますとともに、放出にあたり、

- ・医療機関からの G-MIS の緊急配布要請の内容確認
- ・条件に合わず、配布要否が「否」となった医療機関に対する連絡・問い合わせ等の対応の対応をお願いします（詳細は下記参照）。

記

1 各都道府県への依頼事項について

各都道府県におかれては、以下についてご対応いただきますようお願いいたします。

①要請・購入方法等に関する医療機関への周知（要請開始前）

2において、医療用手袋の放出にかかるスキーム等の詳細についてお示ししていますので、各都道府県におかれては、医療機関用別添1～4とあわせて、医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

②G-MISにおける医療機関の要請内容確認（要請開始後）【毎週木曜 17 時※】

※作業に遅れないよう基本的には要請がなされた日中目途に要請のご確認をお願いいたします。

各都道府県におかれては、医療機関からの要請内容について、G-MIS 上でご確認いただく必要があります。G-MIS 上で以下の内容を入力いただくようお願いいたします。G-MIS での操作方法等については、別添2_【都道府県用】G-MIS 緊急配布要請マニュアルもご参照ください。

なお、緊急配布の要否及び配布する枚数の判断にあたっては、別添3_【都道府県用】緊急配布要請入力補助シート（※1）もご活用ください。

※1 G-MIS 上で受け付けた要請データを G-MIS から CSV で出力するとともに、出力した要請データを別添3_【都道府県用】緊急配布要請入力補助シートに貼り付けることにより、一括して、各医療機関の緊急配布要否・配布する枚数を確認することが可能です。誤りないか等をご確認のうえ、この結果を元に、G-MIS 上で各医療機関の配布要否・配布枚数等をご入力ください。

【入力内容】

- ・緊急配布の要否 ※2（2）参照
 - ・配布する枚数 ※2（3）参照
 - ・配布方法（＝今回は「国による直送」を一律に選択）
 - ・都道府県意見記入欄
- ※2 配布「否」の場合の理由を記載、配布可の場合は記載不要
（例：在庫量が条件に適していないため）

③条件に合わず、配布要否が「否」となった医療機関に対する連絡・問い合わせ

対応（要請開始後）

国から、医療機関ごとの配布可否を記載した医療機関リスト（電話番号・メールアドレス含む）を各都道府県に毎週金曜日を目途に周知する予定です。

各都道府県におかれては、リストをもとに、「否」となった医療機関に配布が困難である旨をご連絡いただきますようお願いいたします（配布「可」の医療機関への連絡は不要です。）。

また、医療機関から、要請に対する個々の要否判定や、G-MIS 上での要請が難しい場合の対応についての問い合わせがあった場合にはご対応いただきますようお願いいたします。

【G-MIS 要請が困難な場合の対応について】

G-MIS を通じた要請が困難な医療機関から相談があった場合には、別添 4_【都道府県用】緊急配布要請個別シートを活用してください。個別シートの医療機関情報欄・都道府県入力欄がともに入力済みであることを確認のうえ、国の提出先に毎週木曜 17 時までにご提出いただきますようお願いいたします。（複数のファイルを提出いただく場合には、ZIP ファイル等でまとめてご提出ください。）

提出先：sos-busshi x mhlw. go. jp

※ x を@に変換ください

※メール件名は以下の通りお願いします。

提出日付_都道府県名_手袋緊急配布要請シート提出

例：20260521_〇〇県_手袋緊急配布要請シート提出

※なお、原則は G-MIS を通じた受付となりますので、医療機関にもまずは G-MIS の活用した要請を推奨・ご説明いただきますようお願いいたします。

2 医療用手袋の放出について ※【医療機関用】別添 1 参照

（1）放出スキームについて （別添 1 【医療機関用】 p 2 ～ 5）

医療用手袋の放出については、1 ～ 7 の流れで医療機関に購入いただきます。それぞれの具体の手続き詳細については、別添 1 【医療機関用】 p 2 ～ 5 をご参照ください。また、1 における G-MIS の操作にあたっては、別添 2 【医療機関用】 G-MIS 週次調査マニュアル及び別添 3 【医療機関用】 G-MIS 緊急配布要請マニュアルをご参照ください。

1（医療機関）医療機関が G-MIS の週次調査に回答のうえ、手袋を要請※

1'（医療機関）販売業者の購入サイトにおいて、施設名、住所、医療機関コード、メールアドレス等の必要情報を登録
(購入サイトの URL は 5 月 15 日より厚生労働省 HP に掲載)

- 2（都道府県）G-MIS 上で各医療機関の要請内容を確認するとともに、配送要否、枚数等の必要事項を入力
- 3（厚生労働省）G-MIS 上で都道府県記入内容を確認するとともに、必要事項入力のうえ、要請を承認
- 4（厚生労働省）手袋を販売する必要がある医療機関リストを国から販売業者に送付
- 5（販売業者：アスクル株式会社）販売業者から、1' で登録した医療機関のメールアドレス宛に連絡
- 6（医療機関）メール連絡を受け、販売業者のサイトより購入手続き
- 7（販売業者：アスクル株式会社）医療機関宛に手袋を配送

※原則 G-MIS を通じた要請のみ受付予定ですが、G-MIS 上での要請が困難な医療機関におかれては、各都道府県にご相談いただきますようお願いいたします。（問い合わせ先については（4）参照）

（2）緊急配布の要否の判断方法について（【医療機関用】別添 1 p5・別添 4 緊急配布要請条件チェックシート）

医療機関におかれては、G-MIS 上の週次調査において、医療用手袋に関し、以下の内容について回答いただきます。

- ①在庫量
- ②1 週間の想定消費量
- ③1 週間の購入見込み量

当該調査において回答した医療機関の在庫量が、以下の条件を満たしている場合に、今回の緊急配布の対象となります。

各医療機関におかれては、要請を行う前に、別添 4 緊急配布要請条件チェックシートもご活用いただき、必ず自身の在庫量等が以下の条件を満たしているか、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

【条件】

①在庫量 < (②今後 1 週間あたりの想定消費量－③今後 1 週間に購入できる見込み量) × 4

（3）販売する枚数等について

医療機関におかれては、G-MIS 上の週次調査において、医療用手袋に関し、「1 週間の想定消費量」について回答いただきます。

販売する枚数については、想定消費量の2週間分（1週間の想定消費量 × 2）の数値に応じて、1000枚単位で切り上げた数が医療機関の購入可能数となります。

例：1週間の想定消費量 × 2 が

- ① 1～1000枚の場合：1セット【1000枚（10箱）】を購入可能
- ② 1001～2000枚の場合：2セット【2000枚（20箱）】まで購入可能
- ③ 2001～3000枚の場合：3セット【3000枚（30箱）】まで購入可能 等
（以降も同様）

※1セット（1000枚（10箱））が最小の販売単位であり、セット単位でサイズ指定が可能。

例：③に該当する医療機関においては、3セットまで購入可能であり、Sサイズを2セット、Mサイズを1セットなどサイズごとにセット数を指定して合計3セット購入することが可能。

（４）問い合わせ先について

問い合わせ内容に応じて問い合わせ先が変わります。【医療機関用】別添1p9をご参照ください。

（５）今後のスケジュールについて

【要請受付第1弾】

- 5/18（月）9時～5/20（水）17時[※]：医療機関からの要請受付
- 要請受付時～5/21（木）17時[※]：都道府県において医療機関の要請内容を確認
- 5/22（金）：国において医療機関の要請内容を確認・販売業者にリスト提供
- 医療機関における購入手続後：販売業者から各医療機関に順次配送

【要請受付第2弾】

- 5/20（水）17時～5/27（水）17時[※]：医療機関からの要請受付
- 要請受付時～5/28（木）17時[※]：都道府県において医療機関の要請内容を確認
- 5/29（金）：国において医療機関の要請内容を確認・販売業者にリスト提供
- 医療機関における購入手続後：販売業者から各医療機関に順次配送

※以降も毎週水曜17時要請[※]のスケジュールで要請を受付予定です。

(放出状況等を踏まえて要請受付の停止等を行う場合には厚生労働省から別途ご連絡いたします。)

(6) 厚生労働省 HP

医療用手袋の備蓄放出に関する補足情報等は以下の厚生労働省HPに掲載予定ですので、必要に応じ参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73131.html

添付資料

【医療機関向け】

- 別添 1 _ 【医療機関用】 医療用手袋の要請の流れについて
- 別添 2 _ 【医療機関用】 G-MIS 週次調査マニュアル
- 別添 3 _ 【医療機関用】 G-MIS 緊急配布要請マニュアル
- 別添 4 _ 【医療機関用】 緊急配布要請条件チェックシート

【都道府県向け】

- 別添 1 _ 【都道府県用】 中東情勢を踏まえた医療用手袋の放出について
- 別添 2 _ 【都道府県用】 G-MIS 緊急配布要請マニュアル
- 別添 3 _ 【都道府県用】 緊急配布要請入力補助シート
- 別添 4 _ 【都道府県用】 緊急配布要請個別シート

以上